

コロナ禍の中の外国人支援

厚生労働省大臣官房 国際企画・戦略官
(前出入国在留管理庁在留支援課長)

平 嶋 壮 州

1 「短期滞在」で在留中の方

⇒ 「短期滞在（**90日**）」の在留期間更新を許可します。

2 「技能実習」, 「特定活動(外国人建設就労者(32号), 外国人造船就労者(35号))」で在留中の方

⇒ 「特定活動（**6か月・就労可**）」への在留資格変更を許可します。

(注1) 従前と同一の業務(※)に従事する場合が対象となります。

※ 従前と同一の業務での就労先が見つからない場合は、「従前と同一の業務に関する業務(技能実習で従事した職種・作業が属する「移行対象職種・作業一覧」の各表内の職種・作業(「7 その他」を除く。))」で就労することも可能です。

(注2) 「特定活動(インターンシップ(9号), 製造業外国従業員(42号))」で在留中の方が、従前と同一の受入機関及び業務で就労を希望する場合は同様に許可します。

(注3) 「短期滞在」や「特定活動(6か月・就労不可)」がいったん許可された方も対象になります。

(注4) 「特定活動(サマージョブ(12号))」で在留中の方で、従前と同一の受入機関及び業務で就労を希望する場合は「特定活動(3か月・就労可)」への在留資格変更を許可します。

3 「留学」の在留資格で在留している方で、就労を希望する場合

⇒ 「特定活動（**6か月・週28時間以内のアルバイト可**）」への在留資格変更を許可します。

(注1) 令和2年1月1日以降に教育機関を卒業(修了)した方に限られます。

(注2) 「短期滞在」や「特定活動(6か月・就労不可)」がいったん許可された方も対象になります。

4 その他の在留資格で在留中の方(上記2又は3の方で、就労を希望しない場合を含む)

⇒ 「特定活動（**6か月・就労不可**）」への在留資格変更を許可します。

(注) 上記1～4について、帰国できない事情が継続している場合には、更新を受けることが可能です。

目的

出入国在留管理庁において、新型コロナウイルス感染症の影響により解雇等され、実習が継続困難となった技能実習生、特定技能外国人等の本邦での雇用を維持するため、関係省庁と連携し、特定産業分野における再就職の支援を行うとともに、一定の要件の下、在留資格「特定活動」を付与し、外国人に対する本邦での雇用維持をパッケージで支援する。技能実習生等が来日できず、人材確保に困難を来している分野での就労促進も行う。

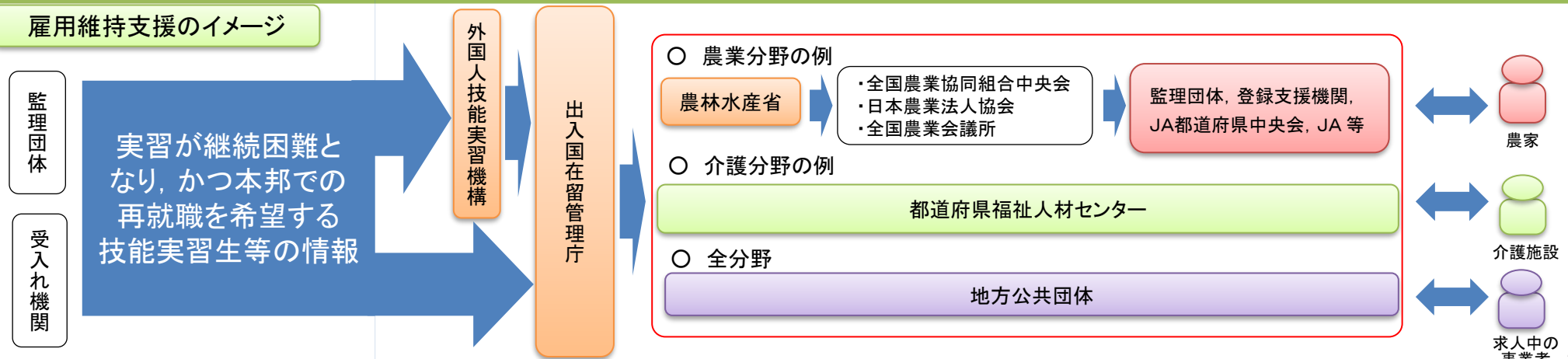
支援の概要

出入国在留管理庁は、支援の対象となる技能実習生等の情報を迅速かつ網羅的に把握し、これらの技能実習生等が就労を希望する特定産業分野に再就職できるよう、各分野の関係機関に情報提供することにより、効率的なマッチングが可能となる。また、出入国在留管理庁は、外国人在留総合インフォメーションセンター等と連携し、外国人からの各種相談に適切に対応する。

在留資格上の措置

- 在留資格 「特定活動(就労可)」
 - 在留期間 最大 1年
 - 令和2年4月20日から実施
- 要件
- ・ 申請人の報酬額が、日本人が従事する場合の報酬額と同等以上であること
 - ・ 申請人が、特定技能外国人の業務に必要な技能を身に付けることを希望していること
(希望する特定産業分野に係る技能試験等の合格が必要な者に限る)
 - ・ 受入れ機関が、申請人を適正に受け入れることが見込まれること(外国人の受入れ実績等)
 - ・ 受入れ機関が、申請人が受入れ機関の業務を通じて必要な技能等を身に付けるよう指導・支援すること
 - ・ 受入れ機関等が、申請人に在留中の日常生活等に係る支援を適切に行うこと

雇用維持支援のイメージ



あたら せいふく えいきょう こま がいこくじん
新しいコロナウイルスの影響で困っている外国人のための

フ レ ス ク

F R E S C ヘルプデスク

フ レ ス ク あたら せいふく えいきょう しごと
FRESCヘルプデスクは、新しいコロナウイルスの影響で仕事にな
くなくなったなど、生活に困っている外国人の相談を電話で聞きます。

あなたを助けることができる仕組みや、在留<=日本に在ること>
のために必要なことなどを教えることができます。困ったことがある
ときは、電話をかけてください。

はじ び
始まる日

ねん がつ にち が よう び
2020年9月1日（火曜日）

よう び
曜日と
時間

よう び げつ よう び きん よう び
曜日：月曜日から金曜日まで
時間：午前9時から午後5時まで
(土曜日、日曜日、祝日は開いていません)

こと ば

にほんご ご ちゅうごくご えいご げんご
日本語、ベトナム語、中国語、英語 など14言語
(Tiếng Việt) (中文) (English)

お かね
TEL (お金はかかりません)

0 1 2 0 - 7 6 - 2 0 2 9



しゅうつにゅうこくざいりゅうかんりちょう
出入国在留管理庁

がいこくじんざいりゅうしえん フレスク
外国人在留支援センター (FRESC)
<http://www.moj.go.jp/nyuukokukanri/kouhou/fresc01>



背景・経緯

- ◎ 新型コロナウイルスの感染拡大が懸念されるところ，在留外国人への新型コロナウイルスに関する情報提供や相談対応を多言語で行うに当たっては，一元的相談窓口を活用することが効果的であると考えられる。
- ◎ そこで，地方公共団体が設置する一元的相談窓口において，在留外国人に対して新型コロナウイルスに関する情報提供や相談対応を多言語で行うための臨時に特別な体制を執る場合に要する経費について，令和3年3月末まで，交付限度額を倍増する。

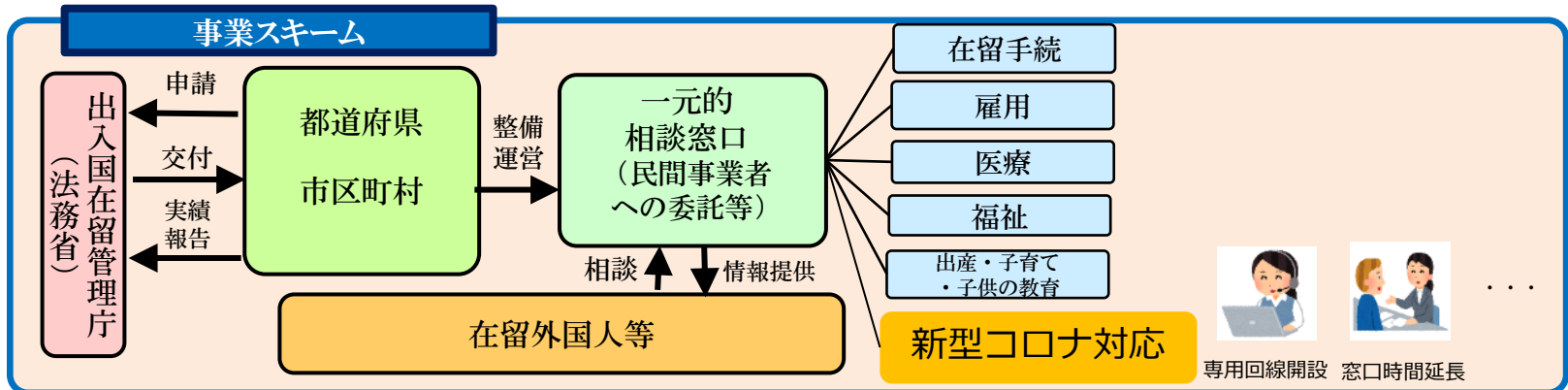
※ 併せて，令和2年度外国人受入環境整備交付金の公募期間を令和2年12月28日まで延長します。

※ 本特例措置の対象事業として，本年4月30日以降に交付決定（変更承認を含む）を受けたものは，地方公共団体負担分について「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金」の交付対象となります。

交付金の活用による多言語対応等の充実

従来の対応	都道府県	1,000万円	例：A県 限度額 1,000万円 最大100万円まで変更可能 交付額 900万円	新型コロナウイルス対応	○ 臨時に特別な体制を執った場合に要する経費について	各団体の交付限度額を倍増（運営費）	例：A県 元の交付額 900万円 最大1,100万円 新型コロナ対応経費 交付対象経費
	市区町村				○ 令和3年3月末まで		
	外国人住民5千人～	1,000万円					
	外国人住民1千人～5千人未満	500万円					
	外国人住民5百人～1千人未満	300万円					
外国人住民5百人未満	200万円						

※整備費10/10，運営費1/2



- ・ 2020年7月6日（月）に外国人在留支援センター（FRESC）が開所しました。

FRESCの入居機関①

○出入国在留管理庁（在留支援課・開示請求窓口）

在留支援課は、地方公共団体が設置する外国人向けの一元的相談窓口の整備・運営の支援、地方公共団体職員等に対する研修や日本に住む外国人への情報提供等を行っています。

開示請求窓口は、出入国在留管理庁（本庁）が保有する行政文書のほか、出入（帰）国記録及び外国人登録原票の開示請求を受け付けています。

○東京法務局人権擁護部

外国人及び障害のある人に対する差別的な取扱いを始め、いじめ、虐待など、様々な人権問題に関する相談に応じているほか、そのような人権侵害行為に対して、簡易・迅速・柔軟な救済活動を行っています。また、人権擁護委員や地方自治体等と連携しながら、様々な人権啓発活動を行っています。

○東京出入国在留管理局

日本に在留する外国人や、外国人を雇用したい企業関係者等へ、予約制による個別相談を行っています。また、地方公共団体に対し、外国人に関する相談の対応や助言等も行っています。

また、地方公共団体に対し、外国人に関する相談の対応や助言等も行っています。

○日本司法支援センター（法テラス）

国によって設立された法的トラブル解決のための「総合案内所」です。問合せの内容に応じ、解決に役立つ法制度や相談窓口を無料で紹介します。また、日本に住所を有し経済的に余裕のない外国人（収入等の条件有）に対し、弁護士等による無料法律相談、弁護士費用などの立替えを実施しています。

窓 口



FRESCの入居機関②

○東京労働局外国人特別相談・支援室

外国人を雇用する事業主に対し、労働基準法等の労働関係法令や労務管理、安全衛生管理に関する相談対応を行うとともに、セミナーの開催、専門家による訪問支援など外国人労働者の労務管理、安全衛生管理に関する支援を行っています。また、外国人労働者向けに、労働条件に関する相談対応を行っています。

○外務省ビザ・インフォメーション

日本への入国査証(ビザ)申請に必要な書類の案内、申請手続等査証(ビザ)に関する一般的な各種相談を受け付けています。

○東京外国人雇用サービスセンター

高度外国人材(留学生、専門・技術的分野の在留資格)の就職支援を行う厚生労働省の機関です。職業相談・紹介、就職面接会の開催、インターンシップの実施のほか、外国人雇用に関する情報提供・相談等の事業主向け支援も行っています。

○日本貿易振興機構(ジェトロ)

高度な知識や技能を有する外国人材の活用を促進するため、関係省庁との連携の下、「高度外国人材活躍推進プラットフォーム」を設置し、セミナーやポータルサイトを通じた情報提供や、高度外国人材を活用する中堅・中小企業に対する支援サービス等を提供しています。

相談窓口の様子

